ハ　当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第千九百二号に定める基準に従った構造計算によって、通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

ニ　防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

第五　令第百二十九条の二の三第一項第一号ロ(2)に定める基準に適合する軒裏の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一　次のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

イ　厚さが十五ミリメートルの強化せっこうボードの上に金属板を張ったもの

ロ　繊維混入ケイ酸カルシウム板を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が十六ミリメートル以上のもの

ハ　第一第三号ハ(1)又は(2)に該当するもの

二　野地板（厚さが三十ミリメートル以上のものに限る。）及びたるきを木材で造り、これらと外壁（軒桁を含む。）との隙間に次のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、たるきと軒桁との取合い等の部分を、当該取合い等の部分にたるき欠きを設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

イ　厚さが十二ミリメートル以上の木材の面戸板の屋内側に厚さが四十ミリメートル以上のしっくい、土又はモルタル（以下「しっくい等」という。）を塗ったもの

ロ　厚さが三十ミリメートル以上の木材の面戸板の屋内側又は屋外側に厚さが二十ミリメートル以上のしっくい等を塗ったもの（屋内側にしっくい等を塗ったものにあっては、当該しっくい等が自立する構造とするものに限る。）

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の二の三第一項第一号ロ(2)の規定に基づき、ひさしその他これに類するものの構造方法を次のように定める。

平成二十七年二月二十三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間加熱面以外の面に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないひさしその他これに類するものの構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　準耐火構造の床又は壁に用いる構造方法

二　防火構造に用いる構造方法

三　建築基準法施行令第百九条の三第二号ハ又は第百十五条の二第一項第四号に規定する構造に用いる構造方法

四　不燃材料で造ること。

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十七条第一項の規定に基づき、同項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を第一に、同項に規定する特殊建築物の延焼するおそれがある外壁の開口部に設ける防火設備の構造方法を第二に定め、及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十条の二第二号の規定に基づき、他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものを第三に定める。

平成二十七年二月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件

第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十条第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　法第二十七条第一項第二号に該当する建築物（同項各号（同項第二号にあっては、法別表第一(一)項に係る部分に限る。）に該当するものを除く。）　準耐火構造又は令第百九条の三各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

二　地階を除く階数が三で、三階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（三階の一部を法別表第一(い)欄に掲げる用途（下宿、共同住宅及び寄宿舎を除く。）に供するもの及び法第二十七条第一項第二号（同表(二)項から(四)項までに係る部分を除く。）から第四号までに該当するものを除く。）のうち防火地域以外の区域内にあるものであって、次のイからハまでに掲げる基準（防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあっては、イ及びロに掲げる基準）に適合するもの

一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。

イ　下宿の各宿泊室、共同住宅の各住戸又は寄宿舎の各寝室（以下「各宿泊室等」という。）に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。ただし、各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第二条第九号の二ロに規定する防火設備が設けられている場合においては、この限りでない。

ロ　建築物の周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

(1)　各宿泊室等に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。

(2)　各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が、直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第二条第九号の二ロに規定する防火設備が設けられていること。

(3)　令第百二十九条の二の三第一項第一号ハ(2)に掲げる基準に適合していること。

ハ　三階の各宿泊室等（各宿泊室等の階数が二以上であるものにあっては二階以下の階の部分を含む。）の外壁の開口部及び当該各宿泊室等以外の部分に面する開口部（外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあっては、当該開口部から九十センチメートル未満の部分に当該各宿泊室等以外の部分の開口部がないもの又は当該各宿泊室等以外の部分の開口部と五十センチメートル以上突出したひさし等（ひさし、袖壁その他これらに類するもので、その構造が、令第百二十九条の二の三第一項第一号ハ(2)に規定する構造であるものをいう。以下同じ。）で防火上有効に遮られているものを除く。）に法第二条第九号の二ロに規定する防火設備が設けられていること。

三　地階を除く階数が三で、三階を法別表第一(い)欄(三)項に掲げる用途に供するもの（三階の一部を法別表第一(い)欄に掲げる用途（同欄(三)項に掲げるものを除く。）に供するもの及び法第二十七条第一項第二号（同表(二)項から(四)項までに係る部分を除く。）から第四号までに該当するものを除く。）であって、前号ロ（ただし書を除く。）に掲げる基準に適合するもの　一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。

2　令第百十条第二号に掲げる基準に適合する法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、耐火構造又は令第百八条の三第一項第一号若しくは第二号に該当する構造とすることとする。

第二　令第百十条の三に規定する技術的基準に適合する法第二十七条第一項の特殊建築物の延焼するおそれがある外壁の開口部に設ける防火設備の構造方法は、法第二条第九号の二ロに規定する防火設備とすることとする。